

可考
十地

〔倭名類聚抄二神靈〕太白神 新撰陰陽書云太白神

和名比止
比米久利

〔拾芥抄下未角〕天一太白方事

件方可忌正方一辰也假令十丈者以一丈五尺六寸六分爲正方此外非忌限大將軍王相諸禁忌方角皆同之

天一太白自大將軍王相八卦忌方重可忌避是件大將軍方等日數久之故也見保憲勘文之由宗明朝臣所談也保憲說云隣里犯土大將軍王相方忌四十五步內八卦方忌三百步內四丁餘也但自身犯土造作者不論遠近猶可忌之

土氣法

土公文云者還本所也春

郭邑之内可忌四十五步七十丈 郭邑之外可忌二十五步十五隔阡河洞及人家無忌

謂城郭或村或光榮云

一邑京都之由謂其鄉邑以

一保四町可定歟云々

一夜めぐり

○○

〔簾中抄下方違附土忌〕太白 一日十一日二十一日この日は卯にありその後しだいに八方にめぐる九日十日は天地にありといへりこれも大將軍のいみのごとしそなたに行てとまらざるなりたゞし正方をいむなり正方とは東にあれば東六町に北南ひろさ一町づゝをいふなり六町より遠くなれば次第にその程ははからふべしいまのくりかたもかくのごとし〔大和物語上〕監の命婦のもとに中務宮おはしましかよひけるを方のふたがればこよひはえなむまうでぬとのたまへりければその御かへしごとに

逢ことのかたはさのみぞふたがらん一夜めぐりのきみとなればとありければ方ふたがりたりけれどおはしましてなんおほとのごもりにける○下略

〔中右記〕嘉保三年元年永長正月十日從殿下有召則馳參明日行幸御出方角沙汰也明日太伯神在東